

第七十二回国会 衆議院 大蔵委員会 議 録 第三十二号

昭和四十九年五月二十一日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 安倍晋太郎君

理事 浜田 幸一君

理事 村山 達雄君

理事 阿部 助哉君

理事 増本 一彦君

理事 伊藤宗一郎君

理事 奥田 敬和君

理事 三枝 三郎君

理事 野田 毅君

理事 山下 秀男君

理事 塚田 元利君

理事 松浦 庄平君

理事 荒木 利尚君

理事 内海 宏君

理事 清君

出席政府委員

科学技術庁原子力局長

大蔵政務次官

大蔵大臣官房審議官

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次長

委員外の出席者

資源エネルギー庁公益事業部長 小野 雅文君

大蔵委員会調査室長 末松 経正君

本日の会議に付した案件

電源開発促進税法(内閣提出第六七号)

電源開発促進対策特別会計法案(内閣提出第六八号)

○安倍委員長 これより会議を開きます。

電源開発促進税法及び電源開発促進対策特別会計法案の両案を一括議題とし、質疑を続行いたします。広沢直樹君。

○広沢委員 まず大蔵省当局にお伺いしたいと思います。この電源開発促進税法、これは言うまでもなく、いま商工委員会で審議されております。発電用施設周辺地域整備法案とは表裏一体の法案になっております。したがって、内容的には条文は非常に短いわけですが、今後の日本のエネルギー供給の基礎をなす法案でありますから、非常に重要な法案には違いないと思います。そこで、先日来非常に問題になっております法案の取り扱いの問題から、まず先にお伺いしておきたいと思

います。この母体になっております発電用施設周辺地域整備法案は、七十一国会に提案されているわけであり、そのもとで、政府から提出されたのは四十八年の四月四日ですから、ちょうど約一年前になるわけですが、なぜ当時はいまこのように表裏一体だとして出しておられる電源開発促進税法というものを提出できなかったのか。現在は表裏一体のものであると言われながら、当時はこれを出して

りません。その関係について、まずお伺いしてきたいと思ひます。

○森下政府委員 御指摘のように、継続をいたしまして修正をした、そしてまた財源を電源税に求めた、そのとおりでございます。その間にいわゆる特別会計法で昨年末の予算に片一方は入れながら、促進税法のほうは三月になって国会に上程した。そこらの事情は、この負担を、電力会社の負担金、それと各省にわたるそれぞれの補助金等であつたけれども、やはり時代の要請にこたへて、すなわち昨年から石油事情の逼迫、また特に非常におくれている石油事情の逼迫、そういうような異常事態、また緊急事態にこたへて、財源というものは税金という形において権威あるものにしなければいけない。いわゆる義務づけるために電源税という目的税にそれを求めたわけでございます。

それと、今後の行き方といたしましては、エネルギー開発のために国がかなり責任を持たなければいけない。政府が前面に出てエネルギー対策に取り組んでいこう。そういう趣旨のもとに、いろいろ先生御指摘のように、不審の点もあるかも知れませんが、いづゆる事態の急変、また緊急度が増大してきた、そういうことで負担金を税負担という形で目的税の電源税に求めた、そういう事情でございます。

○広沢委員 いろいろ説明がありましたので、電源開発の立地というものが非常に困難な状況にある、予定どおり進まない。こういうことは昨年来のことではなく、もう数年来いろいろな事情、あとからその問題に触れてまいりますが、そういう問題があつておくれたわけでありまして、昨年に提出された周辺整備法は、そういう事情を勘案して、何とか財政的に地方公共団体の負担増になつておる分をカバーしなければなら

ない、こういういきさつがあつたようでありま

す。ならば、そのときにおいても、当然もう一歩突っ込んでこういうことを考えていくという体制でなければならなかったのではないか。

ところが、先日来問題になっておりますのは、新税として今度新しく国会に提出されたのです。が、その手続上からいって、いわゆる税制調査会の審議を経ない。政府は一方的に緊急だとい

う理由を出してきておられるわけでありま

す。さらに、もう一歩突っ込んで言うならば、四十八年四月四日に国会に周辺整備法として提出されておりますが、一度も審議されておられません。一年間全然審議をしないで、急にまたこういう形で出してきて。審議されていった中で、これでは十分な手当てではないではないか、ですからもう少しこれはこうすべきではないかというのであれば、また話もわからぬではないわけでありま

す。内容には全然触れていない。それを引つめて、また急にいま言うように抱き合せて出して

くる。それで、緊急だと称して税調は通っていない、こういうことでは、非常につじつまが合わないじゃないか、こう思うわけですね。

主税局長にお伺いするわけでありま

すけれども、緊急にどうしてもこの法案というものを通していかなければならないという背景には、私は別に問題があるのじゃないかというふうに、ひねくつていられるかもしれませんが、考えざるを得ないのです。というのは、今度各社から電気料金の大

幅な値上げを申請しております。その値上げの中には、先日も主税局長お答えのように、すでに各電力会社は、この新税分はコストとして値上げの中に含めて申請しているわけですね。ですから、かりにこの新税の法案というものが通らなかつた

そうすると、その審議がまだ終わらない中でこういうふうに着上をされる。そして先ほど確認申し上げたとおり、その中にはもう明らかに百七十二億、その分だけコストとして組み込んで申請されている。それを含めて今度認可するということは、すでに国会審議の必要はないということと同じことではありませんか。それは国会審議を無視している。いまこのように審議中であるのに、先もって政府は認めてしまっているということとは、われわれがこうやって問題点を指摘して審議する必要があるません。いかがですか。

○森田政府委員 御指摘の趣旨は、私もよくわかります。ただ、新聞等で見ても、きょうの夕方きまるような内容でございますし、そういう前提で言われておると思いますけれども、この点はいろいろ手続等もございまして、最後まできょうきま

○広沢委員 森下政務次官のせつかくのお答えですけれども、自信を持って通すとおっしゃいますが、それならば四十八年四月四日に国会に提出された周辺整肅法は、七十一国会では継続になり、そしていま本国会、七十二国会で審議されておりますね。自信を持って政府が提出された法案につ

るかどうかということは、われわれはここで申し上げることもできないし、やはり先般私が物価対策特別委員会で申し上げましたように、六月一日に合わせるために事を急ぐことはよくないということで、慎重審議、これをやるべきだと思っております。

しかし、一つの大きな流れ方として、その方向にいつていることは事実でございまして、この点、私は遺憾だと思います。だから、料金に占め

ですから、国会で法案を審議することとは、それは政府はそういうようにしてもらいたいという自信を持って出された、その意味はわかりますよ。しかし、いまいうような一つの例をとらえてみても、経過においては継続になる場合もあれば、あるいは審議未了になる場合もあれば、廃案になる場合もあるわけです。政府みずからが、こういうふうにやはり考え直してみてもう少し促進したいからと、わざわざ審議をしないで、一年間法案を置いたままで継続にしていこ

る電源税の割合ですね、これは大体四兆キロワットアワーに対して百七十二億とか、いろいろ先ほど部長から数字が出ておりまして、パーセントは少のうございますけれども、かなりの金額になります。だから、そういう問題——万一これが通らぬ場合、電気料金にすでに組み込んでどうするのだということですね。それはやはり理由の通るように電気料金で改定すべき問題もあるかもわかりません。また、同時に、その金額を何か新しい公害対策用に使わしめる、強力な行政指導によって

そうすると、その審議がまだ終わらない中でこういうふうに着上をされる。そして先ほど確認申し上げたとおり、その中にはもう明らかに百七十二億、その分だけコストとして組み込んで申請されている。それを合せて今度認可するということは、すでに国会審議の必要はないということと同じことではありませんか。それは国会審議を無視している。いまこのように審議中であるのに、先もって政府は認めてしまっているということとは、われわれがこうやって問題点を指摘して審議する必要があるかもしれません。いかがですか。

○森下政府委員　御指摘の趣旨は、私もよくわかります。ただ、新聞等で見ても、きょうの夕方きまるような内容でございますし、そういう前提で言われておると思いますが、この点はいくちの手続等もございまして、最後まできょうきま

るかかどうかということは、われわれはここで申し上げることもできないし、やはり先般私が物価対策特別委員会で申し上げましたように、六月一日に合わせるために事を急ぐことはよくないということで、慎重審議、これをやるべきだと思うのです。

しかし、一つの大きな流れ方として、その方向にいらっていることは事実でございまして、この点、私は遺憾だと思います。だから、料金に占め

る電源税の割合ですね、これは大体四兆キロワットアワーに対して百七十二億とか、いろいろ先ほど部長から数字が出ておまして、パーセントは少のうございますけれども、かなりの金額になります。だから、そういう問題——万一これが通らぬ場合、電気料金にすでに組み込んでどうするのだということですね。それはやはり理由の通るように電気料金で改定すべき問題もあるかもわかりません。また、同時に、その金額を何か新しい公害対策用に使わしめる、強力な行政指導によって

だきまっただものではない。けれども、きまっただような前提であなたは話している、こういう話なんですね。そうすると、いま言った矛盾の点から考えまして、それでは、あなたは副大臣ですから、きょう電気料金はきまらないですか。大体、やはりここに出ておるように、流れとしてはすでに六月一日から値上げされるのだ。国民の負担がそれだけふえてくるわけですから、これは重大な問題なんですよ。だから、このコストの問題をどうするのか。

ということは、今日まで何カ月もかけて問題になってきたわけですから、やはりいま言ったような一つの矛盾点を考えていくならば、いま、今晚電気料金の値上げの認可をするのだという時点に立って私が質問した。では、それはそうではない

とおっしゃるのだつたら、この電気料金の値上げはやはり先へ延ばすべきではありませんか。もう少し具体的に検討すべきではありませんか。その点は確認しておきます。いかがですか。

○森下政府委員　いろいろな手続等の問題でもうすでに作業は進んでおりますし、それぞれの機関を

通じて決定の方向に進んでおけることは事実でございます。ただ、まだ通産省としては、十分チェック、査定をして、それを経済企画庁と相談いたし

たり、最終はやはり閣僚協議会でできる、その間に審議会にもお伺いする、こういう手順を経るわけでございまして、最終きょうきまるということを私が申し上げるわけにいきません。

ただ、先生がおっしゃるように、考え方として、法案はまだきまっておらないのにそれを組み込んできめることはけしからぬ、私もそれはそのとおりだと思うのです。といって、法案が通ってからその料金をきめなければいけないということについての、私自身も非常な悩みもあります。し

○阿部(助)委員 関連でお伺いしますけれども、次官のさっきの御答弁は、私はたいへん重大だと思ふのです。

一つは、国会を何とお考えになっておるのか。政府が自信を持って出せば、もう国会は通過しようとしまいと政府の意のままに何をやってもいい、こういうふうに受け取れるのです。自信を持って出したのだから、法案は審議中だけれども織り込んで税金を取るといふ。こんなことをやったら、私は野党だけの問題じゃない、国会議員全体として、政府にあらゆる白紙委任を与えたという

ことになるのです。政府が自信を持たないで出した法案というのはあるのですか。政府が法案さえ出せば、それは通過しようとしてもう政府は何をやってもいい、こういうことにこれはならざるを得ない。私はことばのあげ足を取るんじゃない。

しに、そういう態度をおとりになるならば、国会というものはもうないにひとしい、全く飾りものだということになる。あなたは国会を無視されるのですか。これが第一点。

もう一点は、いまお話が出ましたように、万が一通らなかつた場合には、それ相応の金を吐き

出させると、こうおっしゃる。政府の予算というもの、そう簡単に費目流用してはいかぬのです。そのためにあれだけの審議を経て、予算委員

会、本会議で通るのであつて、厚生省の予算を建設省の予算に持つていったり、建設省の予算を防衛庁の予算に持つていったり、かつてにすることは許されないのです。そんないいかげんに税金を取るなどということは、われわれにとつてはたいへん重大問題なんです。そんなに税金を皆さんのかつてな形で取つたら、一体どうなるのです。税制には税制の長い間の歴史があるのです。殿様の時代から、こればかり問題になってきた。住民は苛斂誅求を受けてきた。そういう中で人類の

英知としてこの議院が起き、そしてこれは租税法定主義という、今日どの国もとられておる制度が行なわれておるのです。それを、もしこの税法が通らなかつたらそれだけの分は吐き出させる、一体それがどういふ権限でそれを吐き出させるのですか。そんなことできるわけないでしょう。そんなないかげんなこと、この新しい新税をここに持ち込もうなんということは、私はこんな態度では、この法案の審議することは不可能だと思ふ。これは野党の連中だけじゃなしに、与党の先生方も、議會制民主主義を云々するならばこれは真則に考えるべきであつて、次官が全面的な謝罪をし、この訂正をするか、それでなければ、私はこの委員会を継続することはナンセンスだと思ふ。

私は暴言だと思ふのです。おことばの話ぶりはやわらかいけれども、中に含んでおる意味は議會無視、たいへん重要なことであります。私たちの存在を否定することであり、私はとてもいまの發言はそのままで許せない。もしあれならば、この法律が通つたあとで料金に織り込むならば織り込む、それで初めて料金を算定すべきであつて、いまの事態で、法案の審議のさなかに、通るといふ前提に立つて料金算定をするなどということは断じて許されぬことでもあります。

委員長、これは理事会かなんか開いてもらつて、それで見解をきかんとしてもらふと、これは國會無視なんですから、与野党の問題じゃないんです。國會議員全体の問題であります。私はそういう点で、休憩して理事会を開いてもらいたいと思ひます。重大発言であります。

○森下政府委員 誤解を招いたようですから、釈明したいと思ひます。

決して私は國會輕視をする意思もございません。そういうつもりで言つたわけでもありません。ただ政府として法案を出す以上、政府は自信を持って出すわけでございまして、ただ、その審議の過程におきまして修正するか、またいろいろ附帯決議をつける、それはやはり國會の権威に

基づいて行なわれるべきであつて、その決定には従ふなければいけない。その気持ちは変わりございません。それを冒頭に申し上げて、私のことは足らず、またよく説明を申し上げなかつた点をおわび申し上げたいと思ひます。

それから、後段の問題でございしますが、費目の流用はできない。それも私そういうつもりじゃないに、促進税を料金に織り込んで、そして万々一法案が附案になつた場合、いわゆる料金体系にすでに組み込まれて、それを徴収して、その金をどうするのだ。これはやはり料金という形で電力会社が徴収するわけでございますから、この点電力会社自体がその分について吐き出すような施策、特に公害等のそういうことに通産省としては指導するように持つていくという万々が一のことを実は申し上げたわけでもございまして、この点も誤解をいただいたかも知れませんが、別に税金を流用したりというような気持ちは一切ございません。

○阿部(助)委員 私はいまの御答弁も納得ができません。法案が通らなかつたら電力会社がそれだけ金を出せばいいじゃないか。万々が一で、おそらくないのだとおっしゃるけれども、それはわからないことです。

しかし、そういうことではなしに、民主主義というのはいまだプロセスが大事なことです。電気会社が百億なら百億の金を税金で取られようと寄付で出そうと、結論として出るのは同じことだなんというところで、そんな態度で皆さん税法をお考えになつておるのですか。私は通産省の政務次官というよりも、一政治家として、國會議員として、税法を一体どのように認識しておられるか、私はあなたの認識の度合いを実は疑わざるを得ないのであります。

そういう点で、私は、この法案は自信を持って出したところおっしゃる、自信をもつて出さない法案があつたらお示し願ひたいのであります。政府はみんな十分審議をしていただいて通していただきたいということで提案しているに違ひないの

であつて、これは自信を持って出したときには、國會の審議がどうであらうと政府はかつてにやれるといふことに裏返せばなる。いずれにせよ、あなたの御答弁は國會を無視した、否定したやり方である。全くこれは独裁的な感覚が腹の底におありだとか受け取れない。そういう態度、法案の審議の途中であらうと法案をもう通つたものとしておやりになるという政府の態度であるならば、もう審議の必要がないのでありますから、委員会の審議を継続することが間違ひだと思ふ。これはもう一ぺん理事会を開いて相談する機会を与えていただきたい。これは委員長に対するお願いであります。

○広沢委員 いま関連質問でありましたが、私もそのように思ふのですが、実際に今回この税法が提案されて、それ以前にすでに各電力会社からは料金値上げの申請が通産省に出つたわけですね。ですから、この法案が提出されるかされないころ、あるいは全然審議もしていないときに、すでにこれはできるものとして料金値上げの中に組み込んである。ですから、今回の電力料金の中大幅値上げというものが、現在の狂乱物価の中で国民の負担にどういふ影響を与えてくるか、という認識の問題も、これはえらい大きな違いがあるのじゃないかと私は思ふを得ないのです。したがつて、私は法案の取り扱ひのあり方ということでも質問申し上げましたけれども、國會で審議中にそれをすでにもう組み込んでしまふ、あとから、もしもそれが通らなかつた場合には技術的には返すようにすればいいだろうというやうなやり方で、すべての法案の審議が行なわれるということにはなほ遺憾だし、あるいは税法の取り扱ひについても、そういう形で今後の税法の取り扱ひに見ていっていいものかどうかというところは大きな問題だと思ふので、ひとつ理事会において、十分これは協議していただきたい。委員長、どうですか。

○安倍委員長 それでは、いまの問題について理事会を開いていろいろと協議をしたいと思ひます

が、質問は続けていただいて、一応昼までのあれが終わつて、それから休憩の段階に入つたときにやつたらどうでしょうか。(質疑をやつても意味をなさぬじゃないか)と呼ぶ者あり)これはなかなか時間もかかると思ふのです。その問題は保留してもらつて、ほかのほうの質疑をやつていただい

○広沢委員 それでは、時間が来るまで質問いたします。昼になつたら、ひとつ具体的にあとやつていただきますが、いまのそういう感覚で今度の電気料金値上げというものを考えておるといふことになれば、重大な問題であると思ふので、したがつて、ちよつと予定外ですが、私も、電気料金値上げについて、こゝで少し質問してみたいと思ひます。

このような異常な物価高騰が続いてる中で、国民生活が重大な危機に直面しているといふことは、當局もこれは十分認識されているわけでしょう。したがつて、今度の大幅な値上げといふものが一そうそういう危機感を増すといふことも、これは容易に予想できるわけです。したがつて、当局は、今度の電気料金の値上げがどれほどの影響を与えるものであるかといふ考え方があつたのか、その認識の度合いをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○岸田政府委員 電気料金のコストに占める比率は、工業用の場合、統計によりますと、全体で約一兆ちよつとでございます。また、家庭の消費支出に占める割合は、一・八兆といふふうに報告されております。全体としてはそれほど大きな影響を及ぼさないわけでもございますが、ただ業種によりましては、かなり電力量の比率の高い業種がございまして、私どもは、これらの業種につきましては、十分個別に対処してまいりたい。また、一般的に電力値上げの影響という点については、総需抑制等の措置も講ぜられておりますが、産業の立場から十分指導を行なつていきたい、こう考えております。

○広沢委員 やはりこういうふうになく国民負担を求める前に、企業努力というものをしたいかなければならないと思うのです。したがって、各電力会社が今度の値上げ申請に至る前、すでに申請されて認可の段階にきているわけですから、当局もその企業努力の内容は検討されたいと思うのですが、どういふ具体的な努力をなさったのか。確かに申請の平均は六二・八九％、これは電力会社の値上げ申請の平均ですね。しかし、決定ではありませんが、この予想によりまして、九社の平均が五六・八二％ということになるのですから、六・〇七％申請よりも割っておけることはわかります。しかし、われわれから考えていけば、まだ疑問がこれにはたくさんあるわけですよ。

その点について、これから逐一お伺いしてみたいと思うのですが、最初に、具体的に、企業の申請内容、企業努力がどうかはかられたかということについて、当局としてはどういふふうなそれを審査されたのか、その点簡単に説明してください。○岸田政府委員 電気事業者が公共事業として電力を供給する立場から、最大限の効率を求め、努力をすることは当然でございます。過去の実績をいろいろ見てみましても、たとえば送電ロス率の推移あるいは発電所における熱効率の推移、これらの数字は逐年合理化されているという姿を示しております。おそろく世界各國の電力事業と比較いたしますと、第一級のところにすでに来ているという感じがいたします。また、別の資料で、従業員一人当たりの販売電力量を見ましても、まず他の国ではほとんど例を見ない水準まで達しておるところでございます。

このように努力をしながら、なおかつ昨年の秋以来、原油の値上りを中心とする大幅なコスト上昇によりまして、各電力会社の経営が極端に悪化しております。これを何とか切り抜けるべく、各電力会社とも特に下期以降苦心を払った、そういう状況にあると思っております。ただ、それにもかからず、下期におきましては相当の内部留保の取りくずし及び各社における減配などによって、

ようやく切り抜けたという状況に相なっておりますのでございます。

○広沢委員 今度の値上げの一つの大きな柱は、何といつても燃料費の高騰である、先日米答弁されておりますね。私もそのとおりだと思うのです。

そこで、具体的な資料がありますので、これに基づいてお伺いしますからお答えいただきたいと思うのですが、これは東京電力の場合の四十九年度の総括原価を四十七年度の実績と比較したものが出ております。これによりまして、燃料費の値上げというものは、増額が四十七年度の実績に比べて約四倍、こういうふうになっております。収入も大体二倍になっておりますけれども、東電の場合の統一燃料を発生カロリーを基準にしてC重油に換算すると、表が出ておりますが、四十九年度の推定で重油の換算消費量が二千万キロリットル、燃料費が五千三百七十二億円、それから燃料の単価がリットル当たり二十六円九十銭、これは電気事業便覧に基づく換算ですが、したがって、東電の四十九年度のC重油の単価というのは、一キロ当たり二万六千九百円、こういうことになるわけですね。

通産省は三月十六日にC重油の最高限度価格というものをきめております。一万九千四百円。したがって、東電が燃料費高騰を理由にして換算したものに比しますと、政府の最高限度価格から七千五百円も高いC重油を使用する、こういうことを前提として総括原価というものを組み立てておる、こういうことになるわけですね。値が変動していくから、先取りして将来もこれぐらい上がるだろうということを組み込んでおるのかもしれないけれども、やはり原価計算というのは現時点を基礎にして行なうべきであるという原則から考えていくならば、明らかにそういうことを勘案してやっていくというものはやはり先取りじゃないか、こういう面での具体的な検討というものはどういふふうになされておるのか、そういった点をひとつ具体的に答えたいわけですが、

いかがでしょうか。

○岸田政府委員 一般的な油の値上がり状況につきまして、たとえば電力会社で重点的に使っておりますミナスの油を例にとってみますと、ミナス原油の一バレル当たりFOBの価格は、四十八年一月の段階で三ドル三十セントでございましたが、昨年の秋以降急激に上がってまいりました。四十九年一月で十ドル八十、四月一日から十一ドル七十というふうな水準でございまして、この間三倍ないし四倍の値上りをいたしました。この間三倍ないし四倍の値上りをいたしました。これは併用いたします中近東等の油も、やはりこの間約四倍の値上りをいたしましたという状況でございます。

具体的に東京電力の例についてお話がございましたが、私どもは、査定にあたりましては、御指摘のような点を特に気をつけて査定に当たったところでございます。いわばこれから一年間における油の見通しにおきまして、一体為替レートはどうなるであろうか、また価格自体がどう変動するであろうか、政府の指導価格に變動があるかどうか、これを電力会社なりに一応の想定を立てて申請が行なわれた。ただ、私どもとしては私どもなりの見方がございまして、したがって、私どもの想定いたしました需給計画あるいは使用目標S分、そういったものを頭に置きながら、いかに合理的に燃料を賈うか、こういった要素も織り込んで査定を行なった次第でございます。

○広沢委員 いま資料の關係で東電を取り上げたのですけれども、政府が三月十六日に決定した重油の最高限度価格が一万九千四百円。そうすると、いまの東電の場合をとりましますと、政府はこの限度額を今度は上げるのだということをすでに見越して、それまで組み込んでおるみたいな計算をしていることになりませんか。やはり原価計算は、現時点を基礎とするということと原則にしていかなきゃならないと思うのです。

確かに将来のことを考えていけば、先ほどお話しがあったように、原油の価格が非常に流動的である、値上がりぎみである、そういう心配はあること

とは事実だろうと思うのですが、しかし、そういうことまで考えて先取りして上げていく、そういう考え方が、先ほど問題にしました、この新税をすでもうコストに含めて申請してくる、こういうふうな非常に矛盾した値上げの基礎の計算のしかたになってきているのではないかと、思わざるを得ないのです。やはり政府が責任を持って、重油の限度額をこれだときめたら、そのきめた限度において燃料費の計算は計算をしていくというふうなやり方ではないかと思つておるのです。そうじゃないのですか。これじゃ何のために限度額をいまきめているのか、意味がなくなってくるんじゃないですか。

○岸田政府委員 お話の中にございました政府のC重油の指導価格一万九千四百円、この数字は、当時の発表にもございまして、S分一・六％の油の標準価格として定められたものでございまして、重油は硫黄含有量が低ければ低いほど貴重なものでもございまして、これに對してかなりの幅で高くなつてきておるわけでございます。したがって、私どももいたしましては、一体どういふ油を使うのか、それが必要であるかどうかというのを吟味した上で、査定を行なうということにしておるわけでございます。基本的な考え方としては、なるべく新しい現実の動きの価格、これを参考にすべきである、こういう御意見は、私どもとしてもごもっともと思つております。

○広沢委員 それから、原油の購入費の為替レートを、申請によれば一ドル三百円、こうして計上してきていますね。これも確定じやありませんから、新聞を見てお伺いするわけですけれども、政府は今度は輸入原油の為替レートを二百八十円、こういうふうな査定を変えたようですけれども、そうなつていくかどうかということが一点と、そうなつた場合においては、大体、原油代金、燃料代はそういう換算できておるから、何れぐらゐ安く申請の中で考えられるのか、申請との違いです。その点はどう考えていますか。

○岸田政府委員 まだ認可になりますまでは、具體的に幾らというのを公式には申し上げられませんが、私どもは、やはり新しい最近のレートというものが査定の中で一番大きなウェイトを持つというような基本的な考え方でございます。これは一つの試算でございますから、もう少し詰めてみなければわかりませんが、為替レートを十円動きますと、燃料費が大体二百五、六十億円ぐらいい違ってくるのではないかと考えております。

○広沢委員 ただ、私がお伺いしたのは、九社の電力料金値上げの平均が六・二・八九で、六・二・八二、いわゆる六・〇七平均で下げるといことがすでに出ておるわけですね。ですから、そうなりますと、大体それは何を申請の中で検討して下げたのかというところをお伺いしたいのです。だから、いまの為替レート三百円を二百八十円ないしは七十円にしたとしても、現実にはそれで安定しているわけですから、そういう現実に合わせても、大体六・七は今の分でも申請よりも原油代金は下がらうとわれわれは考えているわけです。そのほかにも、まだまだ減価償却の問題とかあるいは引き当て金の問題とか、いろいろ検討するべき事項はたくさんあるわけですよ。考え方によっては、それによってまだまだ検討される余地があるのではないかと、こう思います。

それで、いま私がお伺いしているのは、その原油の為替レートを交えるということが出ておるわけですから、これはわれわれがいままで主張し要求してきたとおりなんです、現実に合わせてほしい、それに合わせてほしいということじゃ、大体意向が出ています。ですから、それはけっこうですが、それによってどれだけの値上げ幅が変わってくるのか、われわれは大体七、八分変わるのじゃないかと思っているのですが、その点いかがか、お伺いしているわけです。

○岸田政府委員 先ほどかに十円為替レートが違うと、燃料費に二百五、六十億円影響を及ぼすということをおっしゃいました。したがって、いまの九社合計の現行ベースによります収入予想が二兆五千億円でございますから、大変ラフな試算でございますが、一兆ぐらいい影響を及ぼすということに比率上はなるかと思っております。

○広沢委員 それで、いまのこの申請と当局がいまから認めようとしているその内容の違いというのは、どの点をどういうふうに検討されたのか、簡単に説明してください。

○岸田政府委員 具体的内容について詳細にお答えするのは御遠慮させていただきますが、基本的な考え方について若干申し述べさせていただきますと思います。

私どもとしましては、一番大きな要因である燃料費につきまして、先ほど来いろいろ御指摘をちょうだいいたしましたような問題、まさにその面の問題につきましていろいろ削減方について検討をしております。

また、次の要素でございます。まず人件費につきましては、実は先般中労委の裁定がございまして、四十九年度における電気事業の基準賃金について一つの答えが出てきております。これを一方で頭に置きながら、他方で人員の増加については極力合理化を織り込むというように点に配慮をしております。

さらに、第三の要素でございます。資本費の関係では、電気事業の遂行のために必要な真実かつ有効な資産の範囲はどうかという点につきましまして、それぞれの電力会社の事情に立ち入って検討を行ない、また原価償却費の内容等も検討いたし、またその他の一般管理費関係、これにつきましては特に合理化を強く要請するという立場で内容の吟味をいたしております。

○広沢委員 次に、今回の値上げにあたっては、料金体系を一部変更して電灯料金と電力料金の格差を縮めたり、あるいは通増料金制度あるいは家庭用電灯料金においてナショナルミニマムを導入する、こういったことで、高福祉、省エネルギー型、こういうふうにいわれているのです。その中で家庭用電灯料金を三段階にしております。

けれども、その第一段階の百キロワットアワーまでをナショナルミニマムと称してやっているわけですが、この点については、公聴会を開いた場合においても、いろいろな機会においても、これは何を基準にしてそういうことになったのかということには非常に異論がございまして、ナショナルミニマムをきめるのであれば、現実の問題を十分に参酌して考えていかなければならないと思うのですが、この点はどうなっておりますか。

○岸田政府委員 いまお話ししたナショナルミニマムといふのは、今回の電気料金制度の改正で一つの焦点でございます。国民として必要な最小限度の電灯使用量につきましては、平均コストよりも安い料金を適用するという考え方でございまして、この安い料金を適用する限度をどこに線を引くかということにつきましては、審議会でもいろいろ議論がございました。百キロワットアワーという線を引きました背景は、四人家族、二DKの家庭を頭に置きまして、そこにいろいろの家庭電化器具が置いてある。これらの家庭電化器具のうち全国の普及度が八〇以上のもの、これらのものの使用電力を積み上げてまいりますと、約百キロワットアワーになるということを一つの目安として生み出されたものでございます。

参考までに、百キロワットアワー以下で済ましておられる需要家、これが需要家の数で大体三三〇程度。また電力量で申しますと、これはいまの第一段料金は、たとえ百五十キロワットアワー使用人でも、最初の百キロワットアワーは第一段料金がかかるわけでございますから、もっと範囲が広がってまいります。大体想定では、六〇〇程度が第一段料金の適用を受けるということが前提にございました。以上が百キロワットアワーがきまるまでの経緯でございます。

実はその後公聴会におきまして、率直に申し上げて、賛成の側の方あるいは反対の側の方、いずれの立場から、この百キロワットアワーの限度をもう少し上げたらよからうという御意見がたくさん出ておりました。大臣も先般国会におきまして、これを引き上げるという方向で検討しようという旨をお話しになっております。以上のような考え方に基づきまして、私どもは一つの目安として、百二十キロワットアワーということにしたところをございまして。

○広沢委員 このナショナルミニマムは、やはり一つの文化水準を示していると思っております。そういうことで、家庭用電灯料金の平均使用量はだんだんに、九電力で見ますと百キロワットアワーではなくて、実際に計算してみますと百三十八キロワットアワー、現実の問題はこういうことにもなっているわけです。ですから、福祉ということを頭に置きながらこの電力料金の値上げを検討しているということであるならば、もう少し現実に即したあり方というものを考えていかなくては、中途半ばのやり方をやっていくことはどうしても納得できないと思うのです。したがって、これについては当局としては検討する余地があるかどうか。これは申請ではそうなっているわけですが、現実はどうなんですか。

○岸田政府委員 申請では百キロワットアワーというものを第一段料金の適用対象として考えるわけですが、先ほど申しましたように、それについてどう扱うかという点は、私ども検討いたしております。

○広沢委員 どちらにしましても、この内容を一つ一つやっておると相当時間がかかりますが、やはり先ほどの基本的な問題を含めて、今回の電力料金値上げの問題についてはまだ多くの疑問点がありますし、もっとも検討していけば、現実に即して考えていくならば、また企業努力をより一そう払っていくならば、申請よりももっとも現実に近いものに変えていくことができるのではないかと、こう思っています。

この申請の中を一つ見てみましても、先ほどの為替レートの問題にしても、それからいわゆる新税をコストに組み込んだ問題にしても、こういったように、申請内容というものは、検討して

みると非常にずさんなんです。ですから、一体、現在の狂乱物価、国民の生活体系というものを、確かに電力も燃料費が上がってたいへんのかもしれませんが、どういうふうに考えているのかと言いたくなるわけですね。ですから、これはもう一ぺん具体的な再検討をすべきじゃないかというふうに強く申し上げておきたいと思うのです。

そこで、先ほどの話から値上げの問題のほうに入ってしまいましたけれども、またもとへ戻しまして、これは大蔵省にお伺いしたいのです。

繰り返すようでありまして、今回の、どうしても緊急として税調を通さずにやってほしいという中には、やはりこのコストが組み込まれている。ですから、先ほど政務次官のお答えのように、これが通らなければ何らかの形で返すという、非常に矛盾したやり方というものがここに生まれてくる。何としてもこれはやってもならなければならぬ。ですから、いま引込めて、通常のところか、税調で審議をしてそれから国会に上程してくるという手続は何としてもとれない。時間的余裕がない、緊急である、こういうような言い方をとっておるようなんですが、その点はどうかあつても納得ができないわけですよ。

電力会社については、財政的にも、あるいは金融的にも、あるいは税制的にも、それぞれの優遇措置なりいろんな措置を加えてあります。ですから、単に、いまの周辺整備をするからそれだけの新しい財源を見出すために新税、目的税をつくればいいんだということではなくて、やはりこれは値上げにも関係してきていることでもありますし、財政的にも金融的にも税制的にも優遇措置を与えていることは、主税局長も御存じのとおりです。税制審議のときにも、今回の法人税引き上げで、基礎の法人税率が上がった場合に配当課税においても当然それについて三〇％に上げるべきを、一挙にそれだけ上げることは、配当性の高い、特に公益事業をやっている電力会社等に相当な影響を与えるという答弁もなさっているわけですね。したがって、それよりも一ランク低い二八％の配

当課税率にとめたということもあるわけですね。そういうような優遇措置もとられているわけですから、この問題とはやはり切り離して考えていくわけにはいかぬ、総体的にやはり検討してみよう必要があるんじゃないでしょうか。

もう一点、総体的に検討する必要があるのじゃないかという点で申し上げておきたいのは、電気税の問題もあるわけですね。この法案が周辺整備のためという目的に限定されている。これはわかりますけれども、電力会社を通じて新たに税として国民に負担を求めるわけでしょう。それを財源として地方公共団体に交付される、こういうことになっておりますね。ですから、従来から問題として取り上げられております電気税の問題につきましても、これは家庭用の電気税を撤廃しろという要求も出ているわけですし、そしてまた、少なくとも省資源の立場から考えましても、今日までほとんど非課税になっていた電力多消費型産業ですか、いわゆる鉄鋼だとか石油化学だとかアルミだとか、そういったものの優遇措置を改める必要があるんじゃないか、こういったこともやはり総体的に考えていかなければいけない。確かに電気税は地方公共団体の自主財源です。しかし、今回の値上げによっても相当電気税が増収になるわけでありまして、そういう点も含めて考えていかなければいけない。

そういうことを考えていきますと、やはりこれは、税調等でも広範に地方税も含めて慎重に検討されるわけでありまして、そこで十分検討して、そして出してくる。新税の創設をするならばそうすべきであるというふうに考えるわけでありまして、その点をもう一考するお考えはありませんか。

○高木文彦政府委員 二段に分けてお答えをいたしたいと思いますが、昨年の十二月の段階では政府がこの税の創設をきめず前に税制調査会におはかりをすべきではなかったかという点が第一段階でございます。この点につきましては、原則としてこのような税を新設いたしますというときには、おはかりをするのが当然のことでございます。

なぜおはかりしなかったかといえますと、それは先般来御説明申し上げておりますように、事態が急にこういうことをしようではないかということがあり、しかも、この税は特別会計をつくってその歳入に入れるということになります。そういう構想でございますので、その特別会計は四十九年度予算全体の一環としてまた政府部内で手続を進めなければならぬということもございました。その間において、税制調査会に審議を求めますだけの時間的余裕がなかったという点でございます。それ以外何ら理由はございません。もしそれをどうしても手続を経ることが非常に重要であるからということになりますれば、四十九年度にこのような制度を設けますことは見送らざるを得ないかもしれないというように追いつまれましたものでありますから、どちらをとるべきかということで、事態の緊急性ということも考慮いたしまして、非常に異例、特例でございますが、手続を略したということでございます。

それから、第二段階におきまして、それはそれなりにあるとしても、その後の時点においてでも、何らかの点において意見を求むべきかどうかという問題がございます。この春の段階では、必ずしも電気料金の改定という問題は確定的な日程にはのびていないかわけでございます。その意味で、この電源開発促進税部分が料金にどういうふうにはね返っていくのかということは具体的にきまっておりますけれども、それにしても、税制調査会に御相談をするという手続をとるべきであったかもしれないというふうに考えます。

しかし、従来の税制調査会の御意見では、政府がきめたものを相談に持ってくるのはやめてほしいというか、ごめんであるというか、そういうことがございました。われわれに相談をするのなら白紙で相談をしないかというのが税制調査会の従来からの大体的な考えでございますので、政府の方針をきめたあとで、税制調査会にこのような案はいかがなものかといましようかというこ

とをおはかりすることについては、御遠慮したといたしますか、ちゅうちょしたということでございます。このようなことを今後いたしませんように、先例をいたしませんように、ひとつ努力しなければならぬというふうに考えております。

○広沢委員 時間的余裕がないとばかりにおっしゃいますけれども、御存じのように、この法律が施行されるのは十月の一日ですね。ですから、時間的余裕がないということは理由にならないと思えます。白紙で税調へはかるといことがたてまえなのに、こちらで緊急に考えたからほかのいのだという言い分ですが、これも非常におかしな議論だろうと思うのです。どちらにしても、こういうことはもう先例にもしないし、十分これから正常なやり方をやっていくということですから、了解とまではいきませんが、十分これは今後はいくかのことのないうように考えていたいただきたい。やはり所要の手続というものはきちっと踏んで、特に新しい税制をつくるという場合においては問題が非常に多いわけでありまして、いま申し上げたように、単に周辺整備のための財源をつくればいいのだという単純な問題じゃなくて、あらゆる面に影響を及ぼすという問題でありますから、当然所要の機関には十分かけて審議をしていく、そういう姿勢でなければならぬと思います。

それは、少し法案の内容に入っておりますけれども、母体になっております発電用施設周辺地域整備法案においては、交付金の交付方法、それから使途、こういうことをきめることになっていきます。これは具体的にはこういうようにするということはこの法律に載っております。したがって、政令で定められることになろうと思うのですが、発電所所在市町村への交付金の配分のめどというものはどういうふうになっておりますか。

○岸田政府委員 具体的内容は、発電用施設周辺地域整備法第七条の政令によって定められることになっておりますが、私も、その内容として大

体次のようなことを考えております。施設所在市町村の交付金額は、そこに設けられます施設の出

力に当該施設の種類の既に既定の単価をかけたし、それによつてきめられる額をのさしにした

い、ただし、それにつきましては別の頭打ちを用意する、こういった考え方で準備をしております。

○広沢委員 発電所の所在市町村への交付金のめどというのはいふふうことなんでしょうが、しかし、それ以外の周辺市町村への配分の方法という

のはどういふふうになつてゐるのですか。

○岸田政府委員 周辺の市町村につきましては、施設の所在市町村にかかわる交付金の額を限度といたしまして主務大臣がきめるということとござ

います。個々にはどの市町村に幾らというようなことは、整備計画をつくります段階でそれぞれの地域の事情を勘案しながら決定をしていきたい、こ

う考えております。

○広沢委員 この法律を読んでみると非常に面白いところがあるんですが、たとえば第四

条の整備計画によれば「周辺地域に隣接する市町村の区域に係る整備計画を含めて一の整備計画を作成」していく、こういうふうになつていま

市町村とそれに直接隣接する市町村の範囲というのが基本的なルールでございまして。ただし、地形の状況等によりまして、その一般のルールによりますとあまりにもアンバランスが生ずるというときに、例外的に隣接の隣接も加え得るという形になつておるわけにございまして。私どもは立地の予定されておる地点につきまして、それぞれの事情を別途調査をいたしております。

また、交付基準につきましては、あまりにも抽象的であるというお話でございまして、私ども自体も目下検討中でございまして、たとえば出力当たりの単価をいまして、水力で百二十円、火力について二百円ないし三百円、原子力について三百円、これらをキロワットアワー当たり一年の支出限度とする、こういったことをいま検討中でございまして。

○広沢委員 それは配分金のめどはそうなんですが、私が伺ひしているのは周辺地域の問題、それから隣接してなくても公害などで影響を受ける市町村は対象になるのかどうか。そういったことは具体的にこの法律ではわからないわけですが、どういふふうを考えていますか。

○岸田政府委員 先ほど隣接の隣接まで加えるというのことは、ごく例外的な場合に用意をするのだというのを申し上げました。実は先ほど申し上げましたような調査をいろいろ進めております過程で具体的な地点を見てみますと、たまたま接していないというだけで、発電所に非常に近い隣接の隣接市町村というのが具体的事例として二、三出てまいりました。これらはやはり拾つたほうが全体のバランスがいいであらうということで、線の引き方を現実的にきめるときには、そういう配慮を加えてまいりたいと思つております。

いまのお話の中で公害の問題が出ましたが、私どもは、公害の問題はやはり環境基準、排出基準その他公害の一般のルールに従つて、公害を出さないということと処理をするというのが基本的な

たてまえであらうかと思つております。

○広沢委員 それから、その交付金の使途につ

てでございすけれども、道路とか保育所などのうち、国の補助金がつかず、市町村が単独で進める事業を対象とするのか、それとも補助事業の地元負担分に充当することも認めるのか、その点はいかがですか。

○岸田政府委員 私どもは、市町村の単独の事業を対象としてこの交付金を使ひたい、こう考えております。

○広沢委員 その場合に、第九条に、「財政上及び金融上の援助を与えるものとする」とありますが、これは具体的にどういふことになるのですか。

○小野説明員 一応第九条で予定しております国の援助と申しますのは、一つは交付金の対象になりません事業、たとえば、道路や何かにつきましても、国の今回の交付金の対象として整備することとできますし、それから国の一般予算のほうから補助金を使つて道路を整備することもできるわけにございまして。両方の金を使うということとはできませんけれども、事業を分けた場合には、そういうようなことで国の一般の予算のほうからの補助金ももらえる、あるいは地方債の発行等についても国は助成をするといったことを考えております。

○広沢委員 それから整備計画の中で、指定された地点が属する市町村の「道路、港湾、漁港、都市公園、水道その他政令で定める公共用の施設」ということになつてゐるのですが、具体的にはこれはどういふことをさすのですか。

○小野説明員 具体的には現在各省と折衝中でございまして確定はしていませんけれども、一応考えられておりますのはたとえば公民館ですとか病院ですとか学校ですとか、あるいは農道みたいなものですとか、それから養殖漁業の施設ですとか、そういったようなものを考えております。

○広沢委員 いずれにしても、原子力発電あるいは火力、水力、こういった施設の立地を積極的に進めようということでありすけれども、それだけの効果があがつてくるのか。やはり法律を

つくる以上は効果を想定していかなければなりませんし、あとからお伺ひしますけれども、具体的な今後の電力需給とか電源開発計画とかいふものがあろうと思ふのです。それに具体的な効果というものを合はしてこなければならぬと思ふ

ん。その点はどういふふうな考えでございすか。

○小野説明員 いまの効果の点を数字で御説明するのはちよつとむずかしいわけにございすけれども、現在発電所の立地をかかえております市町村等からは、今回の措置につきまして非常な期待が寄せられておりますので、私どもとしては、公害、安全等の解決と相まって今回の措置を講ずれば、電源立地はかなり進むのではないかと

うに考えております。

○広沢委員 それは効果がなければやってもしょうがありませんからそのつもりになつてゐるのしょうが、たとえばその整備計画が隣接市町村も含めて広範囲にできたとしますね。そういった場合に、あるいは道路をつくる、あるいは保育所をつくる、あるいは公民館を建てる、こういった問題が具体的に出てまいりますと、一つだけというわけにいかない。ここの市町村につくれば、ここの市町村にも要するのだということになつてまいりまして、財源的に非常に多く要する結果が出てくるんじゃないかと思ふのです。ですから、そういうふうになつた場合に、これだけのいまの計画で十分対応できるのかどうか。

先ほどあなたがおっしゃつておられましたように、これは国の補助がつかない、市町村の単独事業に交付するということになつてゐますね。ところが、そういう広域になつてきた場合においては非常に需要が、こちらにこう建てるのだしたらこうしてくれというのが多いのです。たいがい補償問題が起つてきた場合においては、向こうに橋をつけたらこっちにもつけてくれという問題がありますし、こちらに公民館を建てたら、こちらの地域にも公民館が要するのだと。そうでなくとも非常に需要が多いわけですから、いわんや、こういった問題が出てきた場合に財源的にだいじよう

ぶなかどうかということも一つ問題になってくるわけですね。そういったことを考えていくことはたしてどれだけの効果があるかということになってくることがあると思います。

それから、もう一つ大きな問題点は、地元がいまだ地味になっていく問題というのが、一つは経済的なメリットがないということ、これもあるでしょうけれども、それだけじゃありませんね。一番問題になっているのは、やはり健康上、人命の問題とそれから公害、いわゆる環境保全の問題、これが一番のネックになっているわけでごさいます。ですから、いまの経済的メリットよりも、環境保全、いわゆる公害がなくなっていくということが具体的にそこにはかられていかなければ、公民館を建てる、あるいは保育所ができる、あるいは道路が通るというのが、公園がそこにあるというだけでそれがはかられるということは、どうも考えられないわけなんです。その点いかがなんでしょうか。

○岸田政府委員 ただいま小野課長の御答弁の中で、地元からも非常に期待が強いということも申し上げました。私もそのところにもいろいろ構想なり計画が持ち込まれております。実は私も、発電所ができたその周辺の地域を整備する何かモデルのようなものはないかということについての研究会をつくりまして、発電所を中心とした地帯づくり等の構想について勉強を進めておるとございまして、後段お話をございまして、公害防止の問題、私も、これから電気事業が円滑に発展していくというこのためには何よりも公害防止について万全の体制をとる、こういった意味での努力を真剣に続けていくことが一番基本的に大事な課題であろうと思っております。

それで、従来から、使用いたします燃料の硫黄分を減らしていくとかあるいは排煙脱硫装置をつけていく、また温排水対策を進める。これらにつきましてはいろいろの投資もし、また努力も払ってまいりました。これと並行いたしまして、新しい

技術開発についても電力会社それぞれ努力をしておるところでございます。私も、こういった努力についてできるだけの支援を払ってまいりたいと思っております。

○広沢委員 それでは、具体的に今後の電力需給状況、これは予定になるでしょうが、それと電源開発の計画、これを一べんお示しいただきたい。○岸田政府委員 従来の実績を見ますと、大体電力の需要は毎年約一割程度ずつ伸びてまいりました。今後の見通しは、従来よりはやはり若干低下いたしますが、おそらくは家庭用需要も相当程度伸びるでございましょうし、また産業界においても国民生活を維持するに必要な産業活動、こういった面でやはりかなりの程度の伸びが見込まれるわけでごさいます。これらの伸びを頭に置きながら、毎年電源開発のための長期計画を組んでおりました。大体毎年千三百五十万キロワットから千六、七百万キロワットぐらいの長期計画を組み、それを何とかが円滑に達成をしたいという努力を続けております。

ただ、現実の姿としましては、過般来、お話の中にも出ておりましたように、この計画は必ずしも達成状況よろしくないわけでごさいます。特にここ一、二年の達成率の低下が、私も、これは非常に大きな問題であろうと思っております。

将来の見通しといたしまして、私も、これは一つのものさしとして、供給準備率のどのくらいになるかということを使っております。通常の場合ですと、事故であるとかあるいは予期しない事態に備えまして、大体供給準備率は八割ないし一〇割が必要である、こう考えておるわけでごさいます。現在までに電源開発調整審議会が決定されている電源のみでまかなっていったらどうなるだろうかということとを別途試算いたしますと、このままではまいりますと、五十二年で〇・七割程度に下がってまいります。こういう試算もあるわけでごさいます。特にまた、地域別にもいろいろ事情が違っておりまして、中地域における需給の逼迫がかなりきつ、こういう感想を持っております。

きつ、こういう感想を持っております。

○広沢委員 電力需給状況はわかりましたけれども、電源開発の計画はどうですか。

○小野説明員 電源開発の計画につきましては、正式には経済企画庁が所管しております電源開発調整審議会で、各年度ごとに電源開発基本計画とこのをつくることになっております。今年度も一応六月に電調審が開かれることになっておりますので、その際に正式には決定されることになろうかと思っております。

現在私も持っておりますのは、そういう意味で政府が正式に決定したものではありません。九電力会社のほうが希望といったような感じを出してきた計画でございますが、それによりまして、今年度は二千二百五十万キロワットぐらいの新たな電源に着手したいというふうな希望をいつてきております。ただ、私も、どうもそれはちょっと実際には過大ではないかというふうに考えております。

○広沢委員 そこで、これからの時代の要請で、現在、石油危機という問題から原子力発電、世界的な趨勢もそうといったことにウエイトが置かれていくわけですが、その方向について、将来の具体的な――いただいて資料によりまして、昭和六十一年までに、現在の供給の中に占める原子力の割合の三割程度が二五割と、供給力の約四分の一は原子力でまかなうのだという計画を立てているようでありまして、その点はどうなんですか。

○生田政府委員 原子力発電の長期計画といたしましては、一昨年、昭和四十七年に、原子力委員会が長期計画をつくりまして、その数字がたいたいた先生が示しになりました数字であらうかと思っております。すなわち昭和五十五年までに三千二百五十万キロワット、昭和六十年までに六千五百万キロワットが目標になっておりまして、昭和六十年の六千五百万キロワットの場合、全体の二五割が原子力発電ということでごさいます。ただ、この長期計画につきま

経済情勢の変化によって変わっております。

で、今後改定する予定でございますが、その前提といたしまして、原子力委員会の委員の稲葉先生が、稲葉私案という形で私案を発表しております。それによりまして、昭和五十五年度は、これは実は三つの案が出ておりますので、案によって異なりますが、三千五百万キロワット前後、昭和六十年度は六千五百万キロワット程度でございますが、全体として電力の需要量を前の長期計画よりも低く押えておられますので、比率は昭和六十年で約三分の一に上がるということになっております。

○広沢委員 その稲葉私案というのは、もちろんこれは原子力委員長、科学技術庁長官が要請したし、科学技術庁や通産省やそれぞれの各省庁で練られた案ですから、一応政府の今後の政策の方向と受け取ってよろしいですか。

○生田政府委員 ただいまも申し上げましたように、経済情勢が変わっておりますので、この原子力開発利用の長期計画を最終的にきめますには、経済審議会の長期経済計画でございまして、エネルギー調査会のエネルギー需給の見通しでございまして、そういうものがそろいませんと実はできないわけでごさいます。若干の時間がかかると思われまして、とりあえず、ある程度の腰だめでございまして、稲葉先生の私案という形で、一応のめどをつけますために、おつくりいたしたものでございまして、

ただ、そういうことでごさいます。最近の情勢を反映したものではないかと思っております。現在のところ案がございまして、私も、委員会でございまして科学技術振興特別委員会におきまして稲葉先生から御説明を願ひまして、そのあと発表したいということでございまして、私案でございまして、一応科学技術庁あるいは原子力委員会といたしまして、現在のところこれをめどにしているということでごさいます。

○広沢委員 この資料によりまして、先ほどお話をいたしました原子力委員会が四十七年に立てた長期計画とこの私案とは、大体六十年時点では同じようなもの――三つの案がございまして、一

審妥当だ、可能だといわれるものが、原子力委員会が立てた長期計画と、六十年代で六千万キロワットということですから、大体同じだと考えてもいいのじゃないかと思うのです。稲葉私案、いわゆる政府の基礎的な資料になるこの案が、石油問題が起ってから立てられたということでありまして、それまでに、四十七年に原子力委員会が方向を決定したのと比べてみまして、別にその中に石油問題が盛り込まれた、石油事情が変わったから計画をやり直したというふうには受け取れないのですが、その点はどうなんですか。

○生田政府委員 ただいま先生が御指摘になりましたように、たまたま昭和六十年代の開発目標が、四十七年度の長期計画と稲葉私案と六千万キロワットというので一致いたしましたので、ただいまのようなお考えになったかと思いますが、実は基礎的な考え方は全く違うものでございまして、この稲葉私案の基本的な考え方は、エネルギーの供給サイドに従来の限界がないという前提で計算しておりましたのを、限界があるという最近の情勢を反映いたしましたので、それに基づいて三つの私案を計算したというのが一番進歩点でござい

す。それで、その限界が非常にきついという考え方をとってまいりますと、経済成長率が相当制約されてくる、つまりスタグフレーションの危険があるのではないかと感じがいたしますし、従来とあまり変わらないような高い成長率をとろうとしますと、その限界についてかなり甘い想定をしなければいけないということでございますので、限界があることを認めながら、今後努力をしていけば大体この程度のエネルギーの供給は確保できるのではないかとというようなことが、実現可能な努力目標としましていわゆる第三案でござい

ます。これがただいま御指摘のように、六十年代六千万キロワットということで四十七年度の長期計画と一致したわけでございますので、結論は同じでございますけれども、出発点は従来と全く逆の方向から出発したということでございます。

○広沢委員 この案は日本の経済成長が約六%の成長を今後続けていくだろうということを想定して、それに必要なエネルギー量、こういう観点で考えられたとありますね。ですから、経済成長のあり方というものについてはまたいろいろな論議が別にあるかと思えますけれども、どちらにしましても、そういうことに対してこれからの第二次エネルギーの供給というものは原子力に相当ウェイトをかけていかなければならない、これは事実だろうと思うのですけれども、はたしてこの計画どおり進んでいくのかどうかということが問題になるのです。

いま四十八年度までに計画されたものについて、まず問題が相当起こってきておりますし、特に四十八年度の原発は、着工目標がそのとおりいっておりませんし、あるいは建設の申請はゼロであった。だんだん進捗率も落ちてきていくわけですね。ですから、そういうことを考えていくと、計画は計画であるけれども、具体的にそこまで進んでいくかどうかということに大きな疑問があるのです。そこに加えて今度の促進法という法律を出してきただけですから、その法律とこの計画とは大いに関係を持っていて思わなければならないし、また、それに対して促進していくという法律であるならば、やはりこの計画とにらみ合わせて促進できる方向に持っていくかなければならない。そうでないと意味がないわけです。結論的には、この促進税法案というのは、この法文では電力会社の負担になっておりますけれども、一般電気事業者の販売量によってかけていくのですから、これは国民の負担なんです。簡単にいえば、電力会社はコストに算入したわけですから、電力会社をトンネルにして国民が負担するということになるというところと一緒です。そのことを考えていくなら、現在の進捗率というものをから考えてみまして、具体的にそれだけの計画どおり進んでいくという自信がおりなにかどうか、その点いかがですか。

○生田政府委員 ただいま先生がおっしゃったとおりの問題がございします。現在、原子力発電所といたしまして建設中のものがかなりございします。それから、先般許可認可をいたしました、これから建設にかかると、合計いたしますと、現在運転中のものも入れますと、昭和五十四年度ごろにはそれが全部完成いたしますと千六、七百万キロワットの出力になるわけでございます。ただ、昭和五十五年の目標が、先ほども申し上げましたように、長期計画では三千万キロワット、稲葉私案の第三案をとりましても二千八百万キロワットでございします。差し引き千二百万キロワットあるいは千四、五百万キロワットは不足するわけでございます。

昭和五十五年の目標を達成しようと思いますと、今後、それに相当します原子力発電所の建設をなるべく早い時期に着工いたしませんと、目標が達成できないわけでございますので、これから一、二年の間にそれに相当する原子力発電所の着工が行なわれますように、私もどなたもいたしましてその促進をはかっています。私もどなたもいたしましてございまして、そういう観点からいただいまいわゆる電源三法を御審議いただいておりますわけでございますけれども、その促進に非常に大きな効果があるというように考えております。

○広沢委員 計画どおりに進むかどうかというところは、私は二通り問題点があると思うのです。一つは、いわゆるウランの確保をどうするかという問題です。これはいま「ウラン資源の展望」と題した一つの解説があるわけでありまして、これによりまして、一九八〇年ですと、これから五年先ぐらいいは、その需要、販売量から全部勘案しまして、いまの買い手市場が売り手市場に転ずるのではないかと。これも有限のものでありますから、先ほどの稲葉私案が有限のものであるということと立て直したということですから、そういうことから考えてみますと、実際にそれが確保できるのかどうか。これから相当大きなウェイトをかけていかなければならぬわけですが、いままでのやり方が、石炭にかわるものは石油であるという

ことで、石油に相当ウェイトをかけて、七〇%、八〇%の供給を考えてやってきたわけです。ところが、それがいま言うように、原子力にかえていくということになれば、ほとんど一〇〇%近く海外に資源を依存しているわけですから、同じ結果が出てくるのじゃないか。確かに現在はコストが安いのもしらぬ。原油の値上がりによって非常に問題になって、原子力のほうへウェイトをかけてきたということになるのだけれども、そこに一つ大きな問題点がある。

もう一つは、一番問題になっております安全性といわれる環境の保全、こういうことが一番問題になるのではないかと。そのことから考えていきますと、実際にいま予定しております原子力発電にウェイトを置いた計画どおりに進むかどうかということはなほ疑問である。したがって、今度の経済的メリットを加えたという法律をおつくりになったとしても、一番の問題が経済的メリットにウェイトを置いたのではなく、市町村では財政難に苦しんでおりますから、ないよりましですから、もう手をあげて喜ぶでしようけれども、地域住民の側から考えていきますと、経済的メリットよりも安全性といわれる公害の問題、環境保全の問題、これが一番の問題ですね。その点から考えていきますと、どうも計画どおり進むというところは考えられないのじゃないか。もう少し現実の問題に目を移して計画を立て直す必要があるのではないだろうか。四十七年六月に原子力委員会が長期計画を立てたと同じような計画を、石油問題が起ったあと、稲葉私案として、政府の方向は大体この計画でいきたいのだ、こういうふうにお立てになったとしても、それはそのとおり進まないのではないだろうか。私は思わざるを得ないのです。ですから、いまあなたは効果があると思うと言われども、その点、私はなほ疑問なんです。

したがって、ウランの確保の問題と安全性と環境保全の問題について、これはこの計画を進めようとなさる上においては不可欠な問題ですから、

いりたいと思いますし、安全につきましてさらに完べきを期してまいりたいというふうに考えております。

○広沢委員　その一番ネックになっております安全性の問題と環境保全の問題につきましては、原子力発電所を設置するということに対してはすでに訴訟問題まで起こして、地元住民というものは非常に不安を持って反対しているわけですね。ですから、いま言うように、経済的メリットが少々あろうとなかろうと、それがこれを推進する大きな役割りを果たすとは私には思われないわけです。一番努力してもらわなければならない問題は、結局、いま確かに原子力委員会の安全審査というものは、いわゆる工学的といえますか、原子炉は安全だ、決して放射能は外へは出ないのだよというような問題とか、放射能に対して安全だというような問題を一生懸命PRはしているのですね。しかし、一番問題になっております、原子力発電所を設置することによって自然的といえますか社会的といえますか、そういう環境の変化、あるいはそれに伴う住民の健康上の問題、生活上の不安といった問題、こういった点が明確にならないと、それはなかなか解決しないと思うのです。

第二点の安全問題でございますけれども、從來、私どもの原子力の安全性につきましてはPRと申しますか、国民の全般の方、あるいは特にその地元の住民の方に對しまして安全性につきましの御理解を得るための努力が、ともすれば不十分であったことは反省すべきことではございませんか。

分であつたといふことは反省しておられますので、今後その点に大いに努力を払つてまいりたいといふふうに考えているわけでございますが、そのPRの努力だけではございませんで、いわゆる安全性そのものにつきましても、四十九年度の予算編成におきまして特に予算の追加要求がございまして、安全審査の人員の増強、あるいは安全研究の予算の増加、その他安全関係全般につきましても、すでに面的な予算の増額確保をしていただがきましたので、今後ともその方向で努力をしてま

子力発電所を設置するという点に対してはすでに訴訟問題まで起こして、地元住民というものは非常に不安を持って反対しているわけですね。ですから、いま言うように、経済的メリットが少々あるうとなかろうと、それがこれを推進する大きな要因を果たすとは私には思われないわけです。

一番努力してもらわなければならない問題は、結局、いま確かに原子力委員会の安全審査というものは、いわゆる工学的といいますが、原子炉は安全だ、決して放射能は外へは出ないのだというような問題とか、放射能に対して安全だというような問題を一生懸命PRはしているんですね。しかし、一番問題になっております、原子力発電所を設置することによって自然的といいますか社会的といいますが、そういう環境の変化、あるいはそれに伴う住民の健康上の問題、生活上の不安といった問題、こういった点が明確にならないと、それはなかなか解決しないと思うのです。

たとえば、安全性の問題と環境の問題でも、いわゆる温排水の問題でも、今度の税法が通れば、その中から安全対策としてこれから研究しようという段階になってくるわけです、あるいは核燃料の再処理の問題についても、あるいはその後の廃棄物の問題についても、具体的にいまとすると、完全な対策というものが立てられる

うするに、完全なる効果といふものの成立してはいない。まだこれから立てていかなければならないといふことで、あるいは今日まで具体的ないというところで、原子力発電所ができて十年もたったからというようなこともありますけれども、しかし、その間に非常に事故が起きておりますし、その事故の問題については当該委員会です、それぞれ科学技術だとかあるいは商工委員会で取り上げられておりますけれども、そういう問題が続発してきている。あるいは技術や原子炉に

そういうようなことを考えていきますと、具體的な安全や環境保全という対策を先んじてやっていく形にしなければ、これからの原子力発電にしても、まだまだ進んでいかないわけですね。私はほつてもその点に非常に疑問があるわけです。ですから、促進税法と銘打ってこれをしていくことが緊急不可欠のものである、だから、すべての手順を踏まずに一方的に政府が早くやってくれというようなやり方です。やってくることに對して、非常に疑問があるのです。

それと、もう一つ意見を申し述べておきますと、いわゆる地域住民の基本的な心配の点というのは、いままでも地域開発ということと経済的なメリットにウェイトを置いて、各過疎地域についても、それぞれの地域についても、開発が行なわれてきたわけですね。その結果が今日、ああいういわゆる石油公害といいますが、大気汚染の問題についても、あるいは水質汚濁の問題についていて、数々の問題を起こしたわけなんです。繁栄の陰に、いま言ういろいろな問題を残してしまっておる。そして、いまからその処理をどうするかという問題、人間の命をかけて訴訟も行なわれているしという問題になってきた。今日までの政策のかじのとおり方が問題になってきた。

力、その発電についても、平和利用の問題について、でも、そういった点が明らかにならないで、ただ供給が足りないからどうしてもつくらなければならぬのだ、こういうような形でそれを押し込んでいく、安全対策や環境保全の問題についてはこれからまた研究するのだというような態度であるから、これは決して計画どおり進むわけがなない。この形でいくならば、住民が納得するわけは絶対ないのです。ですから、この法案が通つたか

はいけない。やはりここにもう少し広範圏にそう
いった影響力を考えていくならば、これは再検討
すべきではないか。この税法の問題も含め、ある
いは周辺整備法の問題も含めて、やはりもう少し
基本的な問題から掘り起こして考えていかなけれ
ば、これは進んでいかない。だから私は、やはり
この法案については再検討すべきじゃないか、い
まここで認めるわけにはいかない、こういうふう
に考えるわけですが、これは基本的な問題ですか
ら、政府当局に答弁を願って、先ほど問題にな
りましたことがありますので、私の質問はあと若干
コスト問題に関連したものが残っておりますけれ
ども、一応質問を保留して、これは理事会が終わ
って、その動向によってまた進めたいと思います。

○森下政府委員　電力の需給につきましては、国民生活に非常に大きな影響を及ぼしますし、特に昨年の石油の削減問題等によりまして、従来の電力事情、それから電力確保のための計画にかなりの変更を来たさざるを得ない。そういうような環境のもとで、国民の需要に應ずるためのいわゆる長期計画を含めて、やはりこの法案というものが非常に大切な法案である、ということで、私もものは御審議いただいて、この法案が通過するよう努力はしていきたいと思ひます。

また周辺のいわゆる環境保全の問題、そういうようなことについていろいろな不安を与える、また不満を与えるような要因がたくさんあることは知っておりまし、またこれが、ただ物とか金だけですべてが解決できるとは思っておりません。しながら、一〇〇％完全でないかもしれないけれども、いろいろなエネルギーの国際情勢また国内におきます将来の経済成長に伴う需要事情を考慮えした場合に、早急に提出して御審議願つて、

この案を通すことがより国民のためになり得る、
そういう気持ちで出したわけでございます。

○安倍委員長、本会議散会後再開することとし、
この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後三時五十一分開議

○安倍委員長、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。竹本孫一郎。

○竹本委員、再開に臨みまして、先ほど来の、ある意味においては生産性がないが、しかし実際は議会政治の基本的な問題に関する問題でございましたので、一口申し上げておきたいと思ひます。

要するに、民主主義というものは手続が一番大事だと思ふのです。国家国民のために、あるいは人民大衆のためにということはどんな独裁者でも言っているもので、問題は、庶民のためにということではルールを敷いてルールができておる。それを機関を無視したり、手続を省いたりすることが一番大きな問題であらうというふうには思ひます。そういう意味において、今回の問題が、あるいは税調にかけるべくしてかけなかったとか、あるいはすでに法律が成立したというふうな事実がないのに、その成立を前提にして——これは考えてみますと、衆議院を通るか、参議院を通るか、この二つの法案についてもそういう問題がありますが、母法のほうについても、はたして商工を通るか、衆議院を通るか、参議院を通るか、前提条件が幾つもあるわけです。それらをみんな通るものだという前提に立つということとは、それこそ議會軽視ということになりますし、先ほど来御指摘のありましたように、われわれの審議というものが無視され、軽視されておるといふような感じになります。そういう意味で、これはまた後ほどにも議論を尽くさなければならぬと思ひますが、非常に遺憾であつて、やはりかりそめにも民主主義

政治家をもつて任ずる人がそういう基本原則を踏み違へたり、軽視したりすることのないようにお願いを申し上げておきます。

次に、促進税並びに特別会計法についてでございますけれども、私どもは、基本的には周辺整備そのものには反対ではない。ただ、この税、この特別会計というのについて異論を持っているわけでありまして。そういう立場から二、三の点をお伺ひしたいと思ふのです。

政府は目的税というものを安易につくり過ぎるではないか、あるいは少なくとも安易に考えておるではないかということについて、まずひとつお伺ひをいたしたい。

○高木(文)政府委員、御指摘のように、今回の税につきまして税制調査会の意見を聞くということをしておりません点は、非常に申しわけないと思つております。そういう意味におきまして、今回、若干何がしかの意味において慎重さを欠いたということをお認めざるを得ないわけでございます。

ただ、目的税につきましては、基本的には私どもは必ずしも賛成でないわけでございます。よほど特殊、特別な場合に限つて、初めて創設があつてしかるべきものというふうには考えております。先般の委員会でもお答え申し上げましたが、かつて揮発油税等につきまして、これを目的税的に充てておるといふことの可否を税制調査会において論議されたことがございます。その論議においても、特別な、限定的な場合に限つてのみ目的税は認めらるべしという結論になっております。今回の場合には、受益者といひますか、納税者と受益者とが非常に明確に結びついておるという関係がございまして、その意味におきましては、目的税としてふさわしいものであるといふふうに考えているわけでございます。一般論として、目的税をみだりに設けるといふことは望ましくないとはいふ考え方には変わりがないわけでございます。○竹本委員、税の体制の近代化あるいは財政の硬化化という意味で、私自身は目的税に原則的に賛

成をしておりません。しかし、これは見解の相違ということもありまして、政府はこの上さらに、近くはかにも目的税を考へる予定があるからか。

○高木(文)政府委員、ただいまのところ、特にそういうものを考へておりません。

○竹本委員、電気料金の問題並びに本税との関連でございますが、地方の電気税についてはどういう取り組みなんですか、御予定を伺ひたい。

○岸田政府委員、いま電気税の徴収額約千億余でございます。かりに今回の料金改定が申請どおり認可されたという場合にどのくらいの増収額になるか、これも一応試算をいたしました。約五、六百億見当と報告をされております。

〔委員長退席、山本(幸雄)委員長代理着席〕
私どもは、料金が改定された場合に、結果として自然増収の形で電気税の増収になるという部分については、これはやはり需要家の方へ還元をするというのが本筋ではないか、こういう気持ちを持っておるところでございます。したがって、現在審査中の料金改定について一つの答えが出ましたならば、早急に自治省と打ち合わせまして、電気税引き下げの方向で検討を重ねたい、こう思つておるところでございます。

なお、このような引き下げに関する要望は、各地の公聴会においても出ておりますし、また、先般行なわれました物価安定政策会議特別部会でも、特に要望が出されております。このような経緯になっております。

○竹本委員、今度のこの促進税の関係ですが、既設の発電所に対してはどういう取り扱いになるのか。交付の場合ですね。

○岸田政府委員、今回の周辺地帯整備法及び電源開発促進法、これはいわば今後の電源開発を円滑に行なうということが主眼点でございます。したがって、当面既設の発電所にこれを適用するといふことは考へておりません。ただ、既設の発電所につきましても、固定資産税の減免措置について、従来の減免を緩和する、あるいは大規模資産の特例につきまして従来の取り扱いを改めると

か、こういった税の面で既設の発電所の所在市町村を優遇するという措置をあわせて実施に移したいと考へております。

○竹本委員、主税局長にお伺ひしたいのですけれども、既設の発電所に交付する、しないという問題、それから交付期間が非常に限定されているという問題、その辺で非常に矛盾が出てきはないかという問題が一つと、やはりそういう点から見ても、周辺整備は必要であるけれども、その財源は一般会計から出して、必要なものは三年とか五年とかいれないで、相当の期間において、そしてまた、今後できるものというふうに限定をしないで、全面的に必要なものは国が責任をもつてやるというほうが筋が通ると思ひますが、その点はどうですか。

○高木(文)政府委員、これはある種の新しい発電施設をつくるための周辺地域対策ということでございますから、その意味におきましては、税の形をとつておりますし、そしてそれがまたその地域に交付されるという形をとつてはありますが、両者をあわせて見ていただきますと、ある意味では新しい電源開発のためのコストと見ることもできるのではないかとこのように考えられるわけでございます。そういう意味におきましては、既設の地域に及ぼすのは適当でないわけでございます。既設の地域の問題については、ただいま通産省のほうからお答えいたしましたように、固定資産税の問題として考へるのが妥当であらうかと思ひわけでございます。私は自治省のほうの所管の仕事である関係もございまして、細目は存じませんが、今回のこの新税の創設と同時に、既存地域には固定資産税がより多く課税されるように、地方税法の運用上の手直し等を通じまして行なわれることになったということで、両者バランスがとれているのではないかとこのように考へるわけでございます。

それから、これを一般財源でやつてはどうかというところでございますが、それも確かに一つの考へ方でございますが、昨年お出しをいたしており

ました周辺整備法の考え方は、そのような考え方であつたわけでございます。一般財源によりまして若干他の場合よりも、いろいろ補助金の補助率をかき上げるといふようなことを考えましたあの仕組みは、いま竹本委員御指摘の、一般財源で新設地帯の処理をするという考え方でございす。しかし、その後の経緯を見ますと、予定どおり発電設備、施設の新設が進みません。いろいろな理由があることは確かでございます。決して金の面だけではないことは、先般の御指摘のとおりでございますが、金の面もまたあるわけでございすので、そういう角度からすれば、昨年考えました周辺整備法の考え方よりは、はるかに手厚い助成措置を周辺地域にする必要があるといふふうに判断するに至つたわけでございす。そのうなりまですと、いろいろ補助金の配分その他との関連上、また補助対象の選択との関連上、いかに発電周辺地域が重要であるからといって、一般財源で処理をするということになりますと、やはりそれなりに他とのバランスの問題が非常に出てまいるわけでございす。

そこで、特別に手厚い措置をとらうということとを前提にして考えます場合には、これはやはり特別だということにしないと、どうもうまく事が進まないわけでございまして、その辺が、この際思ひ切つて目的税を設定して、そして言つてみれば、特別会計を通じて右から左に、周辺地域にそれを交付するという形式を通じて、他の場合とは全く違つた意味での厚みを持った助成措置ができるというふうに考えたわけでございす。その意味で、金額的にはさほど大きなものではございせんから、そういう意味からいへば、一般財源でやつてできないわけではないのでございす。他の地域に比べまして、補助の率の点におきましても、事業の対象の点におきましても、言つてみれば、他よりはかなり優遇といひますか甘しいといひますか、そういうような仕組みを考へるについで、やはりその特別な財源があるからといふことにするほうが、他とのバランスがうまくいくの

ではないかという考え方でございす。

○竹本委員 この辺は政治的に大きな立場で考へるか、あるいは事務的に取り組んでいくかという問題でございすから、これ以上あまり追及しませんが、周辺整備といふことが必要なのは、何もこれからできるものだけではない。全部について必要である。これからつくものについてそれを考へなければならぬといふことは、裏からいへば、願がなければならぬ考へないのかということになる。しかし、願いでも願がなくても、周辺整備といふことは、やはり公の責任でまじめに考へなければならぬ問題じゃないか。

そういうふうな詰めてみますと、単なるコスト計算の問題ではなくて、周辺整備といふ問題にどういうふうに取り組むか。先ほどの局長の御答弁は、手厚い考へ方で臨むのだということでございますけれども、それを新しいものにだけ限定するといふのはどうも割り切れぬ。もう一度、その点はいかがですか。

○高木(文)政府委員 やはり手厚いことをしなければならぬといふことは、一方において新しくエネルギー資源を確保する、しかも石油との関係もございすので、この原子力等を中心にしてエネルギーを確保する、その緊急性があるということから起つてきてゐるわけであらうかと思ひます。おっしゃるやうに、今後の新設の地域についてだけそういう措置をとるということになりますと、確かに過去の地域についても問題が起つてまいりますから、それで、それを若干緩和する意味も含めまして、自治省等と協議の上で、固定資産税等について、いろいろいままでよりは、より多くの固定資産税を所在市町村が徴収できるよういたしました。そしてそのことは、発電会社といたしましても、従来より多くの固定資産税を納めましようといふことになつてきたわけでございまして、既設と新設との間では、対策の厚みにおいて差はございすけれども、やはり気持ちとしては、若干の傾斜をつけながら既存の設備につい

ても配慮をしてゐるわけでございす。

これは電力会社としては、既存設備について従来よりも固定資産税をよけい納めなければならぬといふことは、これまで負担がふえるわけでございすけれども、しかし、やはり既存施設地域をばつておいて新設のほうだけ一生懸命やるということではよろしくない、バランスの問題もありますが、心がまえの問題でもあるということから、発電会社は従来よりもふえる固定資産税を納めましようといふことになつてきてゐるわけでございすので、その厚みのバランスがとれてゐるかといふ点については、なかなか明快な答えをいたしかねますけれども、気持ちとしては、新設というだけに集中しないで、既設についても、若干そういう違う形式でございすけれども、財政対策を立ててゐるのだということとを御理解いただきたいと思ひます。

○竹本委員 既設のものには固定資産税でということだけでも、具体的にその裏づけの考へはあるわけですか。

○山下政府委員 発電所所在の市町村の財政需要に対処いたしますために、固定資産税が従来建設後、最初の五年間を三分の一に軽減し、次の五年間は三分の二に軽減する措置が講ぜられていたわけでございす。地元の市町村に財源を十分与えるという意味におきまして、今回その措置を廃止いたしました。ただ、既設の分については若干の経過措置は講じておりますけれども、原則として廃止をいたしました措置を今回講じたわけでございす。

なお、別の制度といたしまして、一定の市町村にあまりに固定資産税が集中するということもいふことがあつたことと、市町村の人口なり財政規模に応じまして、一定限度以上の固定資産税が課税される場合には、その一部を関係の府県が課税するという仕組みがございす。しかし、この制度につきましても、いまの発電所の固定資産税の軽減措置を廃止することと関連いたしまして、従来の制度のままにいたしておきますと、せっかく課

税標準の特例を廃止して地元の市町村が多く課税できるようにしたにもかかわらず、その一部を県が課税するということになつたのでは、特例の廃止の意味が薄れてまいりますので、固定資産税の特例廃止の措置とあわせまして、県が課税するといふ仕組みにつきましても、できるだけ地元の市町村でよけい課税できるような措置をあわせ講じました。

この二本立ての措置によりまして、発電所所在市町村の固定資産税に対する課税が厚くなつたといふこととございす。

○竹本委員 次に、特別会計の問題ですけれども、これも特別会計をつくる理由が十分納得できないので、特に特別会計を必要とする理由、裏から申しますと、将来のエネルギー対策を考へて、エネルギーの全体的な社会化なら社会化をはかるということの前進の大きな構想があつて、それで特別会計をつくるというならばまだ話がわかるのだけれども、この程度のことと特別会計をつくるという理由は了解に苦しむが、いかなる展望を持つてゐるか、いかなる根拠に基づくか、この二つを伺いたいし、もう一つ、現在、特別会計は全部で幾つあるか、将来は数を簡単にふやしていくのかどうか、その辺に対する考へ方もあわせて伺ひをいたしたい。

○辻政府委員 特別会計の新設はみだりに行なうべきでない、特別会計の新設につきましても慎重に取り扱うべきであるということにつきましては御指摘のとおりでございまして、私もそのとおりでございます。今後ともそういう方針でまいりたいと思ひます。おるわけでございす。

ただ、御承知のやうに、財政法第十三条の第二項の規定がございまして、「国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律を以て、特別会計を設置するものとす

いまして、特別会計の設置が、ただいま申し上げました規定に該当いたしましたので、かつその経理を一般会計と区分して行なうことが特定の行政目的を達成するために必要であります場合には、むしろその設置が望ましい、その設置が必要であるという場合もあると考えているわけでございます。

今回の措置は、再三御説明申し上げておりますように、一方におきまして、目的税でございますが電源開発促進税を創設させていただきます。したがって、そのいわば受けざらにいたしまして、電源開発促進対策の経理を明確にいたすために特別会計の設置をお願いしているわけでございます。先ほど申し上げました財政法の規定から申しますと、一番最後の「特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合」これに該当するものと考えているところでございます。

なお、別途五十年度から木船再保険特別会計を廃止することといたしております。そこで、実質的に見ますと特別会計の数は現在と同様四十一でございまして、増減はないものと思っております。

○竹本委員 いまの「特定」という問題で申し上げますが、大体財政目的からいろいろ考えてみましても、これから政府がやりになるうとする事業というものは、ある意味においてはみな特定なんですね。一般的というものは幾らもありやしない。みなそれぞれ特定の目的がある。したがって、その規定を乱用というか安易に解釈すれば、特別会計というものは幾らでもつくり得る法的根拠があるというふうに思えますが、法の解釈はそういうふうに解釈してよろしいかどうか、もう一度そこをお伺いいたします。

○辻政府委員 特別会計の新設につきましての考え方は先ほど申し上げたとおりでございます。いま申し上げたように、新設については慎重にやるというところは従来からそうでございます。したがって、今後ともさような考え方でございまして、ただ、法律的に申しますならば、先ほど申し上げました財政法十三条の規定がございまして、そこに特別

会計の要件が定められている。そういう場合に限っては「法律を以て、特別会計を設置するものとする」という規定がございまして、法律上は、そういう要件に該当し、また実質的に必要であれば特別会計の設置も可能である、かように考えているところでございます。

○竹本委員 もう一度伺いますが、法律の解釈からいえば、財政法でこういう基礎がある。その場合には特定の目的、特定の資金、特定の財源であるから特別会計をつくるのだ、こういう解釈だ、大臣の指示もあつてということで慎重にやるというけれども、慎重にやるという裁量の余地がなくなつてしまひはしないか。特定の目的に特別会計をつくるのだからというに財政法を解釈していけば、法のとおりにやればいいので、慎重にやるという余地はないじゃないか。慎重にやるということとを言う、あるいは余地があるということとは、その法の解釈あるいは読み方にも少し幅があるのだ。どちらですか。幅がないで、私の言うように慎重にとか何とか言わぬで、財政法に書いてあるとおりにやればいいということになるのか、さらに、慎重にやれということは、慎重にやらない場合もあるし慎重にやる場合もあるのだらうから、それだけの判断の自由がある。自由裁量の余地がある。すなわち、必ずしもこういう場合には常に特別会計をつくらなければならぬということではないという判断の余地があるのですか、ないのですかというのを聞いています。

○辻政府委員 もちろんその法律上の規定に該当いたしましたとしても、特定の行政目的を達成するために必要であるかどうかということの実質的な判断はあろうかと思うのでございますが、いずれにいたしましても、再三お答え申し上げておりますように、特別会計の新設はみだりに行なうべきではない。したがって、既設の特別会計につきましても見直しをいたしまして、廃止すべきものは廃止をいたしておるわけでございます。先ほど触れましたように、木船再保険特別会計を廃止する

ことといたしておりますのも、そういう観点からでございます。

○竹本委員 この問題もまたあらためて論議をすることにいたしました。時間がございませんからエネルギー庁のほうにお尋ねしたい。

一つは、エネルギーという問題が石油ショック以来非常に大きな問題になったんですけれども、エネルギーはまあ油なら石油を輸入すればいいんだということだけれども、石油ショック以来大きな問題がある。あるいは代金の支払いにも問題があるということになると思ふのですけれども、エネルギー庁の基本的な政策に対する態度として、経済の成長率というものが必要とするエネルギーといふものは、そのまま何とかくめんをして確保することに努力するという体制でいままで進めていくと思ふのだけれども、これからは、エネルギーの物的な基礎というものを中心に逆に成長率を制約する、あるいは成長率をコントロールするといふように、視点を変えなければならぬという点について、エネルギー庁はどういう態度を基本的にとっておられるか、この点をちょっと聞かしていただきたい。

○岸田政府委員 御指摘の問題は、昨年の石油ショック以来、私もとしても特に勉強しておる必要のあるテーマである、こう考えております。御指摘のように、従来は需要を積み上げてまいりまして、それに必要なエネルギー量はどうか、それをどうやって確保するか、こういう発想方法あるいは作業手順で各種の計画をまとめておりました。ただ、今後のエネルギー体制を見てみますと、供給自体についていろいろ考えておかなければならぬ要素があります。従来とは逆に、供給の見通しというものを立てまして、それと需要とをどうマッチさせるか、こういつた観点もあわせて考慮する必要がある、こう考えております。

私も、いま申し上げましたような観点に立ちまして、目下総合エネルギー調査会でこれからエネルギー供給需要体制はどうあるべきかという

うことを勉強いたしております。今年夏までに一つの答えを得たいと思っております。その際、議論をされておりますことは、従来のエネルギーの供給につきまして、単に量の問題ではなくて、多角化、分散化、こういった配慮を加える必要はないか、またエネルギー供給をクリーン化するといいますが、公害のないエネルギー供給体制、こういったものをどうやって打ち立てていくか、さらにまた、これからの産業なりあるいは家庭生活において省エネルギーといふものをどう進めていくか、これらのこともあわせて議論されていることを御報告いたしたいと思います。

○竹本委員 多角化とか分散化とかクリーン化とかいうことは、御努力を大いに期待することになりますけれども、私はもう一度念を押して聞きたいのですけれども、財界の一部にも、物理的な供給能力といふものの限界を考えたならば、三億キロリットルくらい石油が入ると考えるべきか、あるいは二億五千万キロリットルと考えるべきか、あるいは二億キロリットルとすることを前提にして日本の経済成長といふものをもう一ぺん考え直さなければならぬという意見も現にあるでしょう。そういう意味で、経済はこんな伸びるだらう、したがって、これだけエネルギーが要るだらう、それをいかに多角的に分散的に確保するか、こういうような受け身だけでいくのか、あるいはそれを一つの制約条件として前提的に考えていくのかということについて、まあ夏までに結論が出るとかいうことでございまして、その結論をとつておられるかということをもう少し明確に聞きたい。

○岸田政府委員 私どもは、エネルギーの供給力に一つの壁があつて、その範囲内でいかにすべきかというふうな固定的な考え方はいまのところ持っておりません。むしろエネルギーの種類ごとに、石油の将来の供給の見通しはどうであるか、原子力開発はどう進めていくか、日本の包蔵水力をどう活用していくか、また石炭の可能性はどう

か、これらにつきまして、いまの技術あるいは将来の技術を織り込みながら、どれだけの供給の伸びが可能であるかということを現実に積み上げていく、こういう作業をやつてまいりたいと思つておるところでございます。

それと他面で、望ましい経済成長、この場合の産業活動の必要量あるいは国民生活の必要量、これを積み上げてまいりまして、両方をにらみ合わせながら一つの組み合わせ、もっと的確に申しますと、幾つかの組み合わせを考へてまいり、その中の選択をする。こういう作業が具体的な手順にならうかと考へております。

○竹本委員 これは多分に政治的な判断を要する問題でございますから、これ以上は申し上げません。しかし、結論からいへば、エネルギーの供給というものを受身の立場に立つて考へるということは、今日の国際情勢から無理がある、困難性が多いということだけでなくて、いま一部にいわれている日本経済の安定成長とか、新しい一つの秩序という新体系を考へようということになれば、従来の考へ方の延長で受け身でいくということだけでは十分ではないかと思つておりますが、これは政治論として、また別に展開をしなければならぬと思ひます。

そこで、事務的な面で聞きたいのですけれども、ことしの経済成長をどのくらいに見ておられるか。政府は政府なりに見ておられるけれども、エネルギーの供給の面、確保の面からいへば、七

分の成長が可能なのかどうか。もう一つは、これから後、一年を四半期別に分けて、エネルギーの面から見ればどの程度に経済の成長を見て、それに必要な供給がどうか確保ができるのかということ考へておられるか、その辺の四半期別の考へ方を聞いてみたいと思ひます。

○岸田政府委員 四十九年度につきましては、各種の経済情勢を分析をいたしまして、電気

の立場からいたしますと、大体電気の供給量に直しまして五・一多程度の伸びを見込んでおります。

四半期別に見た数字はちょっと手元にございせんが、傾向といたしましては、上期はわりあい停滞的に推移し、下期で回復をする、こういう姿であつたように記憶をいたしております。

○竹本委員 五・一多でしたか。そうすると、一般の経済成長率は第一・四半期は三多からせいぜい四多でしょう。第二・四半期はマイナスとさえいわれておるくらいだから、大体においてプラスは出ないと思ひますね。そうすると、あとの後半でどのくらいにいつて全体として五・一ということになるのか、その辺をひとつ伺ひたいと思ひます。

○岸田政府委員 電気の需要は、一般的に申しますと、やはり下期のほうが強いわけでございまして、上期は、確かに御指摘のとおり、供給及び需要の伸びはわりあいに停滞をいたしておりますが、下期全体を通じて見ますと、やはり五・一多というものは従来の経験から申すと到達するのではないかと考へております。

○竹本委員 ついでにもう一つ、これに関連して

ですけれども、油の代金が十一ドルになったとかいうようなことも新聞に出ておりますけれども、全体としてことしは去年に比べて支払いが八十億ドルふえるのか、あるいは百億ドルふえるのか、そういう観点から見て、供給力の限界というものがそれこそ好むと好まざるにかかわらずあると思ひます。その辺はどういうふうに押えておられるか伺ひたい。

○岸田政府委員 私、石油の担当でございせんので、適確なお答えができるかどうか存じませんが、実は石油の担当のほうでは毎月ごと

に石油の入着状況をチェックしまして、翌月の入着見込みを立てているわけでございまして、ここ数カ月の実績をいたしましては、いろいろ心配する要素もございまして、まずまず当初計画した程度の数量が確保されておるようでございまして、一時は価格が上がるのではないかと、これを見込んで供給が減るのではないかと、こういった点も心配はいたして

よいかと思つております。

○竹本委員 私が聞いておるのは、たとえば月に二千四百万とか二千三百万とかいうことは大体予定どおりいっていることは私も知つてゐるのだけれども、代金の支払いの面から何億ドルぐらいいえるか、また代金支払いの面から見て、輸出との関係もありま

すけれども、またその他の輸入の関係係もありま

すけれども、またその他の輸入の関係係もありま

すけれども、またその他の輸入の関係係もありま

すけれども、またその他の輸入の関係係もありま

来の価格の上昇によつて、まず使い方の合理化という面でのいろいろのくふうが行なわれまして、これが少し長期にわたりますと、産業構造自体がやがてそれに適応するように変わつてまいらなければならぬと思ひます。御指摘のように、これは問題の第一点でござい

ます。それと同時に、さらにお話のございました国際収支との関連の問題、これもエネルギーは輸入物資の中

のいわば大宗でございまして、その意味におきまして、全体の国際収支へのはね返りということもある程度いろいろの心づもりをつくつておかなければならぬ、こ

う私どもは考へております。私、手元に適確な資料がございせんが、歸りまして、その辺の担当者

にまた御報告するよう

に申し伝えたいと思ひます。

民の必要最小限度のエネルギー所要量、これを昭和十二年当時の生活水準あるいは産業活動をベースにして御試算になつておられるようでございます。私ども最近の数字に基づきまして、いわば最低限度という意味でどんな数字が出てくるのだろうかというのを部内で議論をいたしまして、出てまいりました答え、大体当時の四倍は少なくとも必要ではないかという感じでございます。それなりにわが国の基礎的な必要量というものも、全体としての経済活動の増大に伴つてふくらんできておる。こういうベースに立つてまいりますと、現実の姿として、石炭に依存し、あるいは水力に依存するだけでこれがまかなえるということは、ちよつと信じにくいような気がするわけでございます。

現在のエネルギー確保は、御承知のとおり、石炭については約二千万トンの生産を行ない、これをさらにふやしていくということで努力をいたしておりますが、これはにわかに増大はむずかしい状況にございます。水力につきましても、現在約二千万キロワットの水力発電量を活用しております。これについては最近の情勢にかんがみまして、五百万キロワットの緊急の着工というようなことを考えております。これも現実の問題としてはなかなか時間もおかるし、ある程度の限界がある、こう感じております。そういう前提に立ちますと、やはりしばらくの間は石油なりあるいは原子力に依存するということは避けがたいのではないかと、こう思っております。

○竹本委員 この問題は非常に重要な問題だから、またあとで少し詳しく聞きたいと思つて、けれども、一応もう少し聞きますが、一人一トンといたつたようなことではもう問題にならぬ、したがって、日本全体からいへば石炭換算で一億トンというふうなことは問題にならぬ、あるいはその三倍要る。こういうことでありとしても、それではその三倍のうちの三分の一はこれでいくのか、あとの三分の二はどういうふうなそれぞれウエートを置いて考えていくのか。そういう問題

についてすでに計画はあるのですか、これから検討するのですか。これから考えるとすれば、どういふ基本的なラインで考えようとしておるのか。その辺はどうですか。

○岸田政府委員 将来の構造につきましては、先ほど申しましたエネルギー調査会において、大体昭和六十年を目標として各種の作業を続けておるわけでございます。

先ほどのお話の中で、基礎的最低必要量ということばがございました。私どもは、やはり一つの産業活動においてエネルギーを使う体制というものができますと、これを急に縮小するということは非常にいろいろ困難が伴う。このことは昨年の石油危機あるいは電力の供給削減のとき私どもも広く経験も積み、教訓も得たところでございます。私どもは、将来の見通しにつきましては、この経験に即した合理化なり使用節減というものを頭に置きながら、やはりある程度の生活水準、産業活動を維持するために、必要最小限度の量というものを別途積み上げていく必要がある、こう感じておるところでございます。

○竹本委員 四時半になつたのですが、返事が来るか来ないかというふうな問題もあるようなので、また相談もしたいということでもあります。で、一応私はこの辺で質問を終わります。あと残つたところは留保しておきます。

○安倍委員長 暫時休憩します。

午後四時三十六分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕